

議案第 8 5 号

世田谷区営住宅の指定管理者の指定

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 1 5 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 世田谷区営住宅の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、本案を提出する。

## 世田谷区営住宅の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、世田谷区営住宅の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区営粕谷四丁目アパート外49施設（別紙のとおり）	株式会社東急コミュニティ	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

(別紙)

	施設の名称	施設の位置
1	世田谷区営粕谷四丁目アパート	粕谷四丁目11番8号
2	世田谷区営桜丘二丁目アパート	桜丘二丁目13番1号
3	世田谷区営桜新町一丁目アパート	桜新町一丁目4番1号
4	世田谷区営鎌田二丁目アパート	鎌田二丁目21番10号
5	世田谷区営桜上水三丁目アパート	桜上水三丁目10番10号
6	世田谷区営宇奈根一丁目アパート	宇奈根一丁目19番1号及び2号
7	世田谷区営砧七丁目アパート	砧七丁目14番1号
8	世田谷区営深沢四丁目アパート	深沢四丁目17番1号、2号、4号及び5号
9	世田谷区営赤堤一丁目アパート	赤堤一丁目37番11号
10	世田谷区営八幡山三丁目第二アパート	八幡山三丁目32番26号
11	世田谷区営用賀二丁目アパート	用賀二丁目22番1号及び2号
12	世田谷区営用賀二丁目第二アパート	用賀二丁目23番17号及び22号並びに24番19号及び21号
13	世田谷区営大原一丁目アパート	大原一丁目12番2号
14	世田谷区営玉川三丁目アパート	玉川三丁目27番1号
15	世田谷区営北烏山一丁目第二アパート	北烏山一丁目5番1号及び2号
16	世田谷区営桜新町二丁目アパート	桜新町二丁目13番15号
17	世田谷区営弦巻三丁目第二アパート	弦巻三丁目15番7号及び8号
18	世田谷区営シティコート世田谷給田	給田五丁目8番5号E棟
19	世田谷区営上野毛福寿荘	上野毛四丁目14番7号
20	世田谷区営リラ祖師谷	祖師谷五丁目2番16号
21	世田谷区営フローレル北烏山	北烏山八丁目4番12号
22	世田谷区営北烏山八丁目アパート	北烏山八丁目9番1号、2号及び3号
23	世田谷区営千歳台一丁目第二アパート	千歳台一丁目35番1号及び36番2号
24	世田谷区営弦巻二丁目アパート	弦巻二丁目15番1号
25	世田谷区営アザレア経堂	経堂一丁目6番16号

26	世田谷区営パークサイド野沢	野沢三丁目3番12号
27	世田谷区営アーク上北沢	上北沢一丁目25番14号
28	世田谷区営中町四丁目アパート	中町四丁目15番6号
29	世田谷区営上祖師谷一丁目第二アパート	上祖師谷一丁目24番1号及び2号
30	世田谷区営八幡山慶明館	八幡山三丁目18番19号
31	世田谷区営ユアーズ若林	若林三丁目4番10号
32	世田谷区営フローラ千歳台	千歳台三丁目18番11号
33	世田谷区営弦巻四丁目第二アパート	弦巻四丁目4番1号
34	世田谷区営弦巻四丁目第三アパート	弦巻四丁目5番5号
35	世田谷区営ブラン深沢	深沢一丁目9番17号
36	世田谷区営上用賀四丁目アパート	上用賀四丁目14番1号、2号及び3号
37	世田谷区営新町一丁目アパート	新町一丁目6番16号、18号及び20号
38	世田谷区営弦巻四丁目アパート	弦巻四丁目32番1号
39	世田谷区営上北沢五丁目アパート	上北沢五丁目32番14号
40	世田谷区営世田谷二丁目アパート	世田谷二丁目27番15号及び16号
41	世田谷区営八幡山一丁目アパート	八幡山一丁目13番1号
42	世田谷区営ホープ大蔵	大蔵一丁目3番28号
43	世田谷区営コスモ北烏山	北烏山七丁目10番5号
44	世田谷区営上北沢五丁目第二アパート	上北沢五丁目15番2号、3号、4号、6号及び7号
45	世田谷区営上馬四丁目アパート	上馬四丁目37番1号及び2号
46	世田谷区営桜丘五丁目第二アパート	桜丘五丁目45番1号及び2号
47	世田谷区営上用賀五丁目アパート	上用賀五丁目14番1号及び2号
48	世田谷区営上北沢一丁目アパート	上北沢一丁目25番1号
49	世田谷区営玉川四丁目アパート	玉川四丁目16番7号
50	世田谷区営豪徳寺アパート(1号棟及び2号棟)	豪徳寺一丁目34番